

ブーム付災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について

討論要旨 山下幹雄議員

消防車両の購入契約に関する契約事案です。今回の案件は、一般競争入札事後審査型で実施されました。一般競争入札のメリットは公平性、それから機会の均等性、透明性、価格の効率性が言われております。公契約は、まず公平性、透明性を保たなくてははいけません。市民に納得してもらうためであります。

今回の契約についての私の指摘です。

1、入札参加2者は、一般的見地より、同族会社とみなされること。資本関係、また人的関係がある複数のもの、同族企業が同一の一般競争入札へ参加することは、公正な入札の執行の観点から公平性が阻害されるおそれがあるため、同族企業同士の同一入札への参加を制限している自治体は多くあります。この件は、議案質疑、委員会審査でも制度の構築が本市はなかったこと、今後検討していくことが答弁されております。

2、入札参加方法において、株式会社モリタテクノス中部営業部は、文書入札であったこと。電子入札が行われましたが、1者は文書で入札を実施している。

3、同事業者は、本市関連予算であった債務負担行為1億500万円を超え、本契約予定価格を上回る入札参加額1億500万円税抜きであったこと。

上記観点をもって、制度の目的とする事務にふさわしくないと考えます。